

789号

〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-10-2
日港福会館 5 階
Tel 03(3733)5621 Fax 03(3733)5622
メール rouren@kensu.jp
ホームページ http://www.kensu.jp/
全国検数労働組合連合
書記局



2月13日(木)第1回 検数労連25春闘交渉 15:30~16:30

25検数春闘スタート！港湾ユーザーからの適正料金収受で検数事業の基盤強化と労働条件の向上、大幅賃上げ一律 32,000 円を要求！

2025年2月13日

要 求 書 (抜粋)

1. 賃金引上げについて

- (1) 基本給は下記の基準に基づいて引き上げること。
 - ① 一律32,000円(或いは15%以上)。
 - ② 初任給を高卒220,000円以上とすること。
 - ③ 性別、身分、地域による差別及び協会査定は一切行わないこと。
 - ④ 病欠・通災による定期昇給の減額については翌年の賃金改定時に復元すること。

2. 労働時間短縮について

- (1) 労基法に基づく週40時間制については、全事業所を対象に実施すること。
- (2) 5・9産別協定の完全実施に向け、具体的な労使協議に入ること。
- (3) 時間外上限規制については『36協定』を全事業所で締結し実施すること。
- (4) 常態化している職場の長時間労働の是正を図ること。
- (5) 週休休暇・休日の代休取得率を公表すること。

3. 産別春闘協定等に基づく継続課題の履行について

- (1) 下記の項目について誠意をもって協議し対応を図ること。
 - ① 時間外算定基礎分母を149時間に到達させること。
 - ② 65才定年制を実施すること。
 - ③ 労災補償制度の改定に向け、企業内労使協議に入ること。
 - ④ 港湾労働法的全職種適用に向けた考え方を示すこと。
 - ⑤ 検査事業における指定事業体課題について24春闘協定に基づき協議を促進させること。
 - ⑥ 標準者賃金の適用要件を『年齢35歳・有資格者』とするよう定義を前提に協議を促進させること。

4. 全国港湾及び地域港湾の春闘方針に基づく要求課題等には誠意を持って対応すること。

5. 全国を視野に入れた人員確保・定着の観点から福利厚生(借上社宅、寮など)の充実や『奨学金返済支援制度(仮称)』の導入を図ること。

6. 安全衛生問題について、熱中症対策及び労働災害の撲滅に向け、中央労使及び各地区労使による安全衛生対策の強化を図ること。

7. 自然災害等による従業員の安全確保に向け、従業員への周知と定期的な防災訓練や防災訓練や防災学習等を行うこと。

8. 厚生年金保険料の労使負担割合の改善を図ること。

9. 従業員の生活防衛と労働基本法を擁護し、平和な日本を守る立場から下記の項目について反対すること。

- ① 安保法制の発動、憲法改悪について ② 労働法制改悪について ③ 社会保障の改悪について ④ 全国最低賃金の地域間格差について ⑤ 沖縄県辺野古基地建設及び在日米軍に特権を認める日米地位協定について

10. 地域及び企業別(中央・地域)要求に対して、誠意を持って回答すること。とりわけ、人員不足の解消に向け、人員確保・定着対策及び料金収受を個別企業で積極的に取組むこと。

以上

2月13日(木)第1回 検数労連25春闘交渉を行い、両協会に対し左記のとおり要求書を提出し交渉を行いました。

要求提出にあたり石橋中央執行委員長は次のとおり主張しました。

要求書は1月に開催した中央委員会の中で決定したものである。

今日までの間、中央委員会での意見や春闘オールの中で各地域の組合員から生の声を聴いてきた。

いま、職場では検数業務の形態が日々変化していく中で業務をこなしている。また、労使間での

《組合主張》

要求提出にあたり、組合

時短に対する取り組みについても一定の成果は出ているものの、時間外の減や諸物価高騰に追い付いていない賃金によって、従業員の生活は逼迫している。そのような中、これまで若手を重視した賃金要求を組合方針として行ってきたが、現在の諸物価高騰の影響は若手だけに止まらず全ての世代に影響が出ていることから、25春闘では賃金の全体的な底上げが必要であると考えている。

【組合主張】

25春闘要求書構築にあたり、前段で行った春闘アンケートでは、組合員の67%が『生活が苦しい』と回答している。また、職場では感じている不満として、『人員不足・賃金待遇面・会社の先行き不安』への回答が多く寄せられた結果となった。先日に開催した中央委員会の中でも昨今の物価上昇に両協会の賃金が追いついておらず、職場で働く従業員の生活が

ような中で25春闘にかけ強い思いが、全ての地域から意見や要望として出された。

いま、我々が求めるものは、港湾を利用するユーザーや船社・元請けからの料金の収受である。

両協会においてはこれまででも料金の収受に対して努力していることは承知しているところだが、職場の人員不足、人材の確保・定着に向けた対策として『料金の収受』は欠かせないものとなっていることから、より一層の努力をもって料金収受を行い、組合要求に沿った回答構築ができるよう強く求める。

次回交渉 2月19日(水) 13:30~
第2回 検数労連25春闘交渉
両協会に対し、基礎数字の提示を求めています。